

桜区活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜区の活性化と魅力あるまちづくりの推進を目的として設立された桜区市民活動ネットワーク登録団体（以下「登録団体」という。）が実施する事業に対し、さいたま市長事務委任規則（平成15年3月31日規則第93号）に基づき、桜区長（以下「区長」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、桜区内で実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 桜区の活性化を推進する事業
- (2) 桜区の特性・特徴を生かした魅力あるまちづくりを推進するための事業
- (3) 桜区の歴史・文化・自然環境等を生かした魅力あるまちづくりに効果的な事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの内容を含む事業は、補助金交付の対象外とする。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝を意図する事業
- (2) 特定の区民を対象とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 専ら趣味や娯楽を目的とする事業
- (5) 他の補助金により補助を受ける事業
- (6) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。次号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の行う事業
- (7) 会員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるものの行う事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象事業に要する補助対象経費の額の2分の1の範囲内で、10万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の登録団体により実施され、区長が特に認めた事業は、前条に掲げる補助対象事業に要する補助対象経費の額の2分の1の範囲内で、20万円を限度とすることができる。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 前条に規定する補助対象経費とは、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げ

る経費を除いたものとする。

- (1) 団体運営に要する経費
 - (2) 飲食に要する経費
 - (3) その他、区長が不相当と認めた経費
- (補助回数)

第5条 区長が同一と認める事業への補助は、1年度につき1回限りとし、通算して3回を限度とする。

2 同一団体への補助は、1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、桜区活性化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収入支出予算書（様式第3号）
- (3) 会則、規約又はそれに代わるもの
- (4) 会員名簿（役員等の明記のあるもの）
- (5) 誓約書（様式第4号）
- (6) 前5号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類の一部を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の目的及び内容を調査のうえ、桜区活性化推進事業補助金交付審査委員会に諮り、その結果を基に補助の適否を決定するものとする。

2 区長は、第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により、申請団体に通知するものとする。

3 区長は、補助金の交付を決定した場合において、必要がある時は、条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請団体は、前条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、同事業補助金交付申請取下げ願い（様式第6号）により、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(事業変更等の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該補助金の事業計画等（区長が認める軽微な変更を除く。）を変更しようとするとき又は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、遅滞なく事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第7号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による事業変更・中止・廃止承認申請があったときは、変更等に係る内容を審査し、事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第8号）を交付決定団体へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、原則として事業完了後1か月以内又は事業年度終了後1か月以内のいずれか早い時期までに、補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添え、区長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収入支出決算書（様式第10号）

（3）領収書

（4）前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第11号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第12条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、第7条の規定による交付決定後、補助事業完了前に当該補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第12号）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 区長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

（1）偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けたとき

（2）補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき

（3）第9条の規定による事業の変更等により、事業の全部又は一部を継続することができないとき

（4）この要綱の規定に違反したとき

2 区長は、前項の規定により補助金の取消しを決定し、又は変更したときは、期限を付して補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

3 前項の期限は、同項の規定により返還を請求する日から起算して15日以内とする。

(補助金の返還)

第14条 区長は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消しを承認した場合において、補助事業等の当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 区長は、交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第15条 交付決定団体は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

2 改正後の第6条第5号の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。